

都城市山田谷頭児童館指定管理者候補者選定の概要

都城市山田谷頭児童館の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和元年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

社会福祉法人都城市社会福祉協議会

(2) 代表者名

島津 久友

(3) 所在地

都城市松元町4街区17号

(4) 設立年月日

平成18年1月5日

(5) 従業員数

274名

(6) 業務内容

社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

共同募金事業への協力

居宅介護等事業の経営

居宅介護支援事業の経営

地域包括支援センターの経営

身体障害者福祉センターの経営

相談支援事業の経営

移動支援事業の経営

老人デイサービス事業の経営

福祉サービス利用援助事業

生活福祉資金等貸付事業

総合相談事業

自立相談支援事業

家計相談支援事業

生活支援体制整備事業

総合福祉センターの経営
福祉バス運行事業
介護予防等事業の経営
「食」の自立支援事業の経営
視聴覚障害者情報提供施設の経営
保育所・幼保連携型認定こども園の経営
児童館の運営
放課後児童健全育成事業
障害福祉サービス事業の経営
障害者生活支援センターの経営
障害者虐待防止センターの経営
ファミリー・サポート・センターの経営
成年後見制度に関する事業
一時預かり保育事業
その他この法人の目的達成のため必要な事業

2 指定期間

令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日（5年間）

3 施設及び業務の概要

（1）施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市山田谷頭児童館 (都城市山田町中霧島3283番地5)	敷地面積：2,821.9㎡ 延床面積：238.24㎡

（2）業務概要

- ①健全な遊びを通しての児童の集団的及び個別的な指導に関する業務
- ②子供会、母親クラブ等の児童に関する地域組織の育成助長に関する業務
- ③地域に関わる児童の健全育成に必要な活動に関する業務
- ④その他児童館の設置の目的達成に必要な業務
- ⑤児童館条例第7条に掲げる業務
- ⑥指定管理者の行った処分に対する苦情の受付、処理及び訴訟に関する業務
- ⑦その他市長が必要と認めた業務

4 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5 選定結果の概要

（1）公募の状況

①申請団体数

2団体

②指定管理者候補者選定までの経過

令和元年5月31日

第1回選定委員会開催

令和元年6月3日～令和元年7月2日

募集（広報都城6月号、ホームページへの掲載）

令和元年7月3日

事前説明会

令和元年7月10日～令和元年7月19日

申請書受付

令和元年8月29日

第2回選定委員会開催、書類審査・面接審査

令和元年9月27日

選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	行政書士	1人
施設利用者代表		1人

(3) 選定理由

令和元年5月31日及び8月29日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で社会福祉法人都城市社会福祉協議会が指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・施設の設置目的を十分認識しており、これまでの管理運営実績や地域福祉を担う団体の特性を生かして、利用者に対する適切な対応が期待できること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・隣接する保育園とタイアップしたイベントの開催、料理教室や英会話教室、こけない体操の実施など、地域住民との連携や交流事業が充実しており、地域での子どもの育成支援が期待できること。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・隣接する保育園の行事や活動と連携することによる経費節減が期待できること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・ペアレントトレーナー受講職員の活用や専門家による講演会、外部研修等の実施など、職員の指導育成にも支援体制が確立しており、利用者への適切な対応が期待できるほか、発達障がいを抱える子やグレーゾーンの子への関わりにも細やかな対応が期待できること。

「選定基準5 地域に貢献する取り組みが確保されていること」

- ・児童館を拠点として、地域における異世代間交流イベントや親子ふれあい活動、子どもの学習支援の実施など、地域との積極的な交流機会を創出することによる地域活性化に期待が持てること。

「選定基準6 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・隣接する保育園と連携した組織体制をとることにより、緊急時にも対応できる管理体制が期待できるほか、地域福祉を推進する中核的な団体としての特性を生かして、児童の豊かな人間性や主体性を育むための指導・支援が期待できる。

(4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・選定基準については、施設の特性を考慮し、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮されること、事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していることに関する項目に重点的に配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・住民との座談会を開催し、ニーズ把握に努めている点が評価できる。
- ・地域座談会開催や異世代交流などを通じて情報交換等がされている。

(5) 選定結果

別紙のとおり

選定結果

施設名：山田谷頭児童館

選定基準	配点	採点結果		審査項目	一人当たり配点	審査内容
		団体A	社会福祉法人 都城市社会福祉協議会			
1. 市民の平等な利用が確保されること	115	74.6	75.6	管理運営方針等	12	市の管理方針を認識しているか。 公の施設の設置目的を理解しているか。 環境に配慮した取り組みをしているか。
				平等利用	11	利用申込等が平等な利用を確保する提案がされているか。 相談や苦情等の対応が提案されているか。
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	170	114.6	112.4	利用の促進	18	住民ニーズに基づく利用者増の提案がされているか。 利用者増のための広報・PR対策を提案しているか。 関係団体や地域住民との連携、交流の提案がされているか。
				サービス・利便性の維持向上	16	利用者サービスの向上について提案がされているか。 施設の維持管理、安全管理を的確に行えるか。 施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされているか。
3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	50	36.0	34.0	経費配分	10	指定管理料の提案額は適正か。 適正な経費配分の考え方について提案されているか。
4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	195	135.4	134.6	物的能力	15	安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。 類似施設を良好に運営した実績があるか。 収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。 収支計画と事業計画の整合性は図られているか。
				人的能力	24	組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。 利用団体の指導及び育成支援の提案が確立されているか。 業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか。 個人情報保護、情報公開及び労働関係法令等について十分認識しているか。 まちづくりへの熱意、申請団体（新規）の将来性、地域団体や地域住民との融合性、高齢者、障がい者雇用への配慮があ

						るか、利用状況の把握。
5. 地域に貢献する取り組みが確保されていること	100	27.2	86.4	地域貢献	20	都城市に本店等を有しているか。 地域雇用の考え方が示されているか。 地域貢献の取り組みが示されているか。
6. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	70	53.2	50.4	児童の育成	14	児童の健全育成に関する方針が提案されているか。 児童の集団的及び個別的な指導の提案がされているか。
合計	700	441.0	493.4		140	
〈参考〉：提案金額（単位：千円）	4,320	4,326		（令和2年度）		

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。